

議案第6号

長与町分担金徴収条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和4年3月1日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

急傾斜地崩壊対策事業に係る分担金の額を改め、及び自然災害防止事業（補助
営）に係る分担金の徴収について新たに定めるもの。

長与町分担金徴収条例の一部を改正する条例

長与町分担金徴収条例（昭和57年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(5) 自然災害防止事業（補助営）

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

事業の種別	分担金の額	納入義務者	納期	備考
農道舗装事業	事業費の総額から国及び県の支出金を控除した額	事業施行時において、当該地区内に土地又は家屋を有する者	事業施行の属する年度の3月31日	町が管理する農道を除く。
農地災害復旧事業	事業費の総額から国及び県の支出金を控除した額	事業施行時において、当該地区内に土地又は家屋を有する者	事業施行の属する年度の3月31日	国庫補助対象事業
林地崩壊防止事業	事業費の総額の25パーセントに相当する額	事業施行時において、当該地区内に土地又は家屋を有する者	事業施行の属する年度の3月31日	国庫補助対象事業
急傾斜地崩壊対策事業	事業費の総額の5パーセントに相当する額又は75万円に工事施工延長1メートルにつき1万円を加算した額のいずれか低い額	事業施行時において、当該地区内に土地又は家屋を有する者	事業施行の属する年度の3月31日	国庫補助対象事業及び長崎県補助対象事業
自然災害防止事業（補助営）	事業費の総額の25パーセントに相当する額。ただし、1か所の事業費が450万円を超える場合は、その超	事業施行時において、当該地区内に土地又は家屋を有する者	事業施行の属する年度の3月31日	長崎県補助対象事業

	える部分については、100 パーセントに相当する額とする。			
--	-------------------------------	--	--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の急傾斜地崩壊対策事業に係る分担金の額については、この条例の施行の日以後に事業の施行の決定がなされたものについて適用し、同日前に施行の決定がなされた事業については、なお従前の例による。